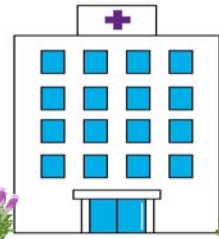


## 社員と株主



東京都の「医療法人設立の手引」にこうあります。  
 「社員とは、株式会社の株主に近いもので、従業員ではありません。」  
 どこが近くて、どこが違うのか比較してみましょう。

### 社員と株主の比較

株式会社の「株主」とは株式を保有する「個人・法人」をいいます。株式の保有と株主資格は必ず一致します。

これに対し医療法人の社員は社員総会で社員として承認された人をいいます。従って基金拠出者が社員になるとは限りません。基金拠出と社員資格を分けて考える必要があります。

	基金	資本金
意味	医療活動の原資の資金調達手段	設立又は株式発行に際し払込をした財産の額
利息・配当	利息を付することは出来ない	剰余金の配当
返還	返還義務あり	なし
破産時	約定劣後破産債権	有限責任
解散時	拠出金額を返還	残余財産の分配を受ける権利
議決権	社員1人1個、拠出に関係なし	保有株数に応じてあり

基金は単なる金銭債権と考えられます。それも利息は付かないし、破産時には約定劣後破産債権ですから最も弱い債権です。金銭債権ですから解散時残余財産があったとしても分配を受けることは出来ず、当初の拠出金額のみの返還になります。

医療法人社団の議決権は社員1人が1個を持っていて、基金拠出には関係ありません。

株式会社の株主は有限責任を負う一方で

- ①剰余金の配当を受ける権利
- ②残余財産の分配を受ける権利
- ③株主総会における議決権を有しています。



医療法人においてはどうか？

	株式会社	医療法人	
	株主	社員	基金拠出者
剰余金配当	保有株に応じて有り	—	医療法により不可
残余財産分配	保有株に応じて有り	—	医療法（定款）により不可
議決権	保有株に応じて有り	1人1個	—

営利を目的として法人と認められる株式会社と、医療を目的としている医療法人とはその性格の違いが社員、基金にはっきりとあらわれています。私は近くないと思いますがいかがでしょうか。

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ [info@yamadasougou.co.jp](mailto:info@yamadasougou.co.jp)